

# 1 化学的酸素要求量に係る総量規制基準

$$L_c = (C_{co} \times Q_{co} + C_{ci} \times Q_{ci} + C_{cj} \times Q_{cj}) \times 10^{-3} \quad (\text{kg/日})$$

$L_c$  : 排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日)

$C_{co}$  : 別表 2 の (1) 欄に掲げる化学的酸素要求量 (mg/L)

$Q_{co}$  :  $Q_{cj}$  及び  $Q_{ci}$  を除く特定排出水の量 ( $\text{m}^3/\text{日}$ )

$C_{ci}$  : 別表 2 の (2) 欄に掲げる化学的酸素要求量 (mg/L)

$Q_{ci}$  : 別表 1 の (2) 欄の期間に増加する特定排出水の量 ( $\text{m}^3/\text{日}$ )

$C_{cj}$  : 別表 2 の (3) 欄に掲げる化学的酸素要求量 (mg/L)

$Q_{cj}$  : 別表 1 の (3) 欄の期間に増加する特定排出水の量 ( $\text{m}^3/\text{日}$ )

○特定排出水：排出水のうち、特定事業場において事業活動その他人の活動に使用された水であって、専ら冷却用、減圧用その他の用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外の排水。

別表 1

対象事業場	(1)	(2)	(3)
下記以外の水質汚濁防止法施行令別表第 1 に掲げる特定施設	～S55. 6. 30	S55. 7. 1～H3. 6. 30	H3. 7. 1～
昭和 56 年改正政令による事業場 (18-2～3、21-2～4、23-2、51-2～3、63-2、70-2、71-4-イ)	～S57. 6. 30	S57. 7. 1～H3. 6. 30	H3. 7. 1～
昭和 57 年改正政令による事業場 (69-3)	～S57. 12. 31	S58. 1. 1～H3. 6. 30	H3. 7. 1～
湖沼水質保全特別措置法第 14 条の規定によるみなし指定地域特定施設	～S61. 6. 22	S61. 6. 23～H3. 6. 30	H3. 7. 1～
昭和 63 年改正政令による事業場 (66-3～7)	～S63. 9. 30	S63. 10. 1～H3. 6. 30	H3. 7. 1～
みなし指定地域特定施設 (児島湖流域を除く)	～H3. 3. 31	H3. 4. 1～H3. 6. 30	H3. 7. 1～
平成 3 年改正政令による事業場 (71-5～6 のうちトリクロエレン、テトラクロエレン)	～H3. 9. 30	—	H3. 10. 1～
平成 10 年改正政令による事業場 (71-4-ロ)	～H10. 6. 16	—	H10. 6. 17～
平成 11 年改正政令による事業場 (71-5～6 のうちジクロロメタン)	～H12. 2. 29	—	H12. 3. 1～
平成 12 年廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正政令による事業場 (71-4-ロのうち PCB 汚染物又は PCB 処理物の分解施設)	～H12. 9. 30	—	H12. 10. 1～
平成 13 年改正政令による事業場 (63-3)	～H13. 6. 30	—	H13. 7. 1～

注：かっこ内の番号等は、水質汚濁防止法施行令別表第 1 に定める特定施設の番号等である。

別表2

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量 COD [mg/L]			備考
		(1)	(2)	(3)	
2	畜産農業	100	75	65	
3	天然ガス鉱業	60	60	60	
4	非金属鉱業	20	20	20	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	70	40	30	
6	乳製品製造業	日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の事業場の場合に限る。	30	30	30
		日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の事業場の場合に限る。	45	35	35
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	80	45	35	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	60	45	35	
9	寒天製造業	100	80	80	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	55	40	40	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	70	45	35	
12	冷凍水産物製造業	60	45	35	
13	冷凍水産食品製造業	70	55	45	
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	75	55	45	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産 保存食料品製造業	日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の事業場の場合に限る。	60	40	40
		日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の事業場の場合に限る。	95	55	55
16	野菜漬物製造業	75	50	45	
17	味そ製造業	95	70	60	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	95	80	75	
19	うま味調味料製造業	60	35	35	
20	ソース製造業	65	50	45	
21	食酢製造業	70	40	30	
22	砂糖精製業	55	50	35	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	80	50	30	
24	小麦粉製造業	40	40	40	
25	パン製造業	70	40	40	
26	生菓子製造業	50	45	35	
27	ビスケット類・干菓子製造業	50	45	35	
28	米菓製造業	60	60	55	
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	70	55	45	
30	植物油脂製造業	日平均排水量2,000m <sup>3</sup> 以上の事業場の場合に限る。	60	40	30
		日平均排水量2,000m <sup>3</sup> 未満の事業場の場合に限る。	70	40	30
31	動物油脂製造業	日平均排水量2,000m <sup>3</sup> 以上の事業場の場合に限る。	60	40	30
		日平均排水量2,000m <sup>3</sup> 未満の事業場の場合に限る。	70	45	35
32	食用油脂加工業	日平均排水量2,000m <sup>3</sup> 以上の事業場の場合に限る。	55	40	30
		日平均排水量2,000m <sup>3</sup> 未満の事業場の場合に限る。	55	50	40
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	120	110	100	
34	穀類でんぷん製造業	60	55	45	
35	めん類製造業	75	55	50	
37	豆腐・油揚製造業	75	50	40	
38	あん類製造業	100	70	60	
39	冷凍調理食品製造業	50	45	35	

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量 COD [mg/L]			備考	
		(1)	(2)	(3)		
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	60	55	45		
41	清涼飲料製造業	日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の事業場の場合に限る。	30	30	20	
		日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の事業場の場合に限る。	60	50	40	
42	果実酒製造業	30	30	30		
43	ビール製造業	30	30	30		
44	清酒製造業	70	50	45		
45	蒸留酒・混成酒製造業	60	40	40		
46	インスタントコーヒー製造業	25	20	20		
47	配合飼料製造業	65	40	35		
48	単体飼料製造業	85	45	45		
49	有機質肥料製造業	65	40	35		
50	たばこ製造業	30	20	20		
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	50	40	30		
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	90	90	80		
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	100	95	95		
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き, 精練漂白, シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程を含む。)に係るもの	60	60	60		
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(のり抜き, 精練漂白, シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	120	100	100		
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(のり抜き, 精練漂白, シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程を含む。)に係るもの	100	95	95		
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(のり抜き,	日平均排水量5,000m <sup>3</sup> 以上の事業場の場合に限る。	60	50	50	
		日平均排水量5,000m <sup>3</sup> 未満の事業場の場合に限る。	100	80	65	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(のり抜き, 精練漂白, シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程を含む。)に係るもの	60	50	50		
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(のり抜き, 精練漂白, シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程を含む。)に係るもの	120	120	110		
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	75	70	60		
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	50	50	50		
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	40	40	40		
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	40	40	40		
68	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。)	日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の事業場の場合に限る。	40	30	30	
		日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の事業場の場合に限る。	100	40	40	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	70	65	65		
71	合板製造業(集成材製造業を含む。 )又はパーティクルボード製造業	70	55	55	接着機洗浄水を循環するものにあつては, 第3欄の値は, それぞれ同欄の順序に従い, 30, 30, 20とする。	
75	木材薬品処理業	20	20	20		
76	パルプ製造業, 洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	80	80	60		
77	パルプ製造業, 洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	70	70	60		
78	パルプ製造業, 洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程, リファイナークラフトパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	60	55	55		

整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量 COD [mg/L]			備 考	
		(1)	(2)	(3)		
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	150	150	130		
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。 )又はさらしセミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。 )に係るもの	85	80	80		
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	60	60	50		
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。 )に係るもの	80	80	70		
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	70	60	50		
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。 )に係るもの	110	105	95		
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	120	120	70		
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナ－グランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドパルプ、リファイナ－グランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。 )に係るもの	60	50	50		
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	30	30	30		
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	60	45	45		
89	機械すき和紙製造業	70	60	60		
90	手すき和紙製造業	90	90	80		
91	塗工紙製造業	20	20	20		
92	段ボール製造業	40	40	40		
93	重包装紙袋製造業	75	70	70		
94	セロファン製造業	40	40	40		
95	乾式法による繊維板製造業	50	45	45		
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	100	90	70		
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	30	30		
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	50	50	50		
101	製版業	50	50	50		
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	日平均排水量10,000m <sup>3</sup> 以上の事業場の場合に限る。	30	30	30	
		日平均排水量10,000m <sup>3</sup> 未満の事業場の場合に限る。	35	30	30	
103	複合肥料製造業	35	30	30		
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	40	30	30		
105	ソーダ工業	20	20	20		
106	電炉工業	20	20	20		
107	無機顔料製造業	20	20	20	黄鉛製造工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60, 60, 50とする。	

整理番号	業種その他の区分		化学的酸素要求量 COD [mg/L]			備考
			(1)	(2)	(3)	
108	無機化学工業製品製造業 (整理番号105の項から前 項までに掲げるものを除 く。)	日平均排水量10,000m <sup>3</sup> 以上の事業場の場合に限る。	20	20	20	(1) 硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄(顔料を除く。)製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80, 70, 60とする。 (2) 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50, 50, 50とする。
		日平均排水量10,000m <sup>3</sup> 未満の事業場の場合に限る。	40	35	35	
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの		65	60	60	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210, 210, 210とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100, 90, 90とする。 (3) エピクロルヒドリン製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150, 150, 150とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの		55	50	50	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190, 190, 190とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの		30	30	30	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70, 70, 70とする。
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの		40	40	40	(1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70, 70, 70とする。 (2) クロロプレンゴム製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140, 140, 140とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの		55	50	50	(1) 有機ゴム薬品製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、280, 280, 280とする。 (2) 有機農薬原体製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180, 180, 160とする。
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)		75	60	60	
115	脂肪族系中間物製造業		60	60	60	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210, 210, 210とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100, 100, 100とする。 (3) エピクロルヒドリン製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150, 140, 140とする。
116	メタン誘導品製造業		30	30	20	
117	発酵工業		120	120	120	
118	コールタール製品製造業		140	140	140	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業		55	55	50	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、275, 190, 190とする。
120	プラスチック製造業		30	30	30	(1) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70, 60, 60とする。 (2) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70, 70, 70とする。
121	合成ゴム製造業		40	40	40	(1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70, 70, 70とする。 (2) クロロプレンゴム製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140, 140, 140とする。

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量 COD [mg/L]			備考
		(1)	(2)	(3)	
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	65	50	50	(1) 有機ゴム薬品製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、320, 280, 280とする。 (2) 有機農薬原体製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、235, 180, 160とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	50	40	40	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	30	30	30	
125	合成繊維製造業				アクリル系繊維製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60, 50, 50とする。
	ビニロン製造工程に係るもの その他ポリエステル等製造工程に係るもの	30 40	30 30	30 30	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	40	40	40	
127	石けん・合成洗剤製造業	20	15	15	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	40	
129	塗料製造業	40	40	40	
130	印刷インキ製造業	40	40	30	
131	医薬品原薬・製剤製造業	85	70	70	
132	医薬品製剤製造業	30	30	30	
133	生物学的製剤製造業	30	30	30	
134	生薬・漢方製剤製造業	20	20	20	
135	動物用医薬品製造業	60	60	50	
136	火薬類製造業	20	20	20	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60, 60, 50とする。
137	農薬製造業	30	30	20	
138	合成香料製造業	160	120	120	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	20	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	30	30	20	
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	20	20	20	
143	写真感光材料製造業	15	15	15	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	50	40	40	
145	イオン交換樹脂製造業	180	170	130	
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	70	60	55	
147	石油精製業	30	20	20	潤滑油製造工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40, 30, 30とする。
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	35	30	30	硫酸洗浄工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40, 40, 40とする。
149	コークス製造業	180	180	120	
150	石油コークス製造業	80	70	50	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	10	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	70	50	50	
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	30	20	20	
154	なめしかわ製造業	100	100	100	
155	毛皮製造業	60	60	60	
156	板ガラス製造業	20	20	20	
157	板ガラス加工業	20	20	20	
158	ガラス製加工素材製造業	20	20	20	
159	ガラス容器製造業	20	20	20	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	20	20	

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量 COD [mg/L]			備考	
		(1)	(2)	(3)		
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	20	20	20		
162	ガラス繊維(長繊維に限る。）・同製品製造業	55	50	50		
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	30		
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	20	20		
165	生コンクリート製造業	30	20	20		
166	コンクリート製品製造業	30	20	20		
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	30	20	20		
168	黒鉛電極製造業	30	20	20		
169	砕石製造業	30	20	20		
170	鉱物・土石粉碎等処理業	30	20	20		
172	うわ薬製造業	30	20	20		
173	高炉による製鉄業	20	20	20	コークス炉を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50, 40, 40とする。	
175	フェロアロイ製造業	20	20	20		
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	20	20	20		
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。 )又は電気炉(単独電気炉を含む。 )によるものに限る。)	20	20	20		
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	20	20	20		
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	20	20	20		
181	冷間ロール成型形鋼製造業	20	20	20		
182	鋼管製造業	20	20	20		
183	伸鉄業	20	10	10		
184	磨棒鋼製造業	20	10	10		
185	引抜鋼管製造業	20	10	10		
186	伸線業	20	10	10		
187	ブリキ製造業	20	20	20		
188	亜鉛鉄板製造業	20	20	20		
189	めっき鋼管製造業	20	20	20		
190	めっき鉄鋼線製造業	20	20	20		
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	10	10		
192	鍛鋼製造業	20	10	10		
193	鍛工品製造業	15	10	10		
194	鋳鋼製造業	30	20	20		
195	鋳鉄鋳物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	20	10	10		
196	鋳鉄管製造業	20	10	10		
197	可鍛鋳鉄製造業	20	10	10		
198	鉄粉製造業	15	10	10		
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	10	10		
200	非鉄金属製造業	日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の事業場の場合に限る。 日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の事業場の場合に限る。	10 30	10 20	10 10	
201	電気めっき業	80	40	40		
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	20	20		
203	一般機械器具製造業	30	20	20		
204	電子回路製造業	20	20	20		

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量 COD [mg/L]			備考
		(1)	(2)	(3)	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。), 電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	30	20	20	
206	輸送用機械器具製造業	30	20	20	
207	精密機械器具製造業	20	20	20	
208	ガス製造工場	30	20	20	
209	下水道業	30	30	20	
210	空瓶卸売業	40	30	30	
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。)	50	30	20	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	70	50	35	
213	飲食店	70	50	30	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては, 第3欄の値は, それぞれ同欄の順序に従い, 30, 30, 30とする。
214	宿泊業	70	50	30	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては, 第3欄の値は, それぞれ同欄の順序に従い, 30, 30, 30とする。
215	リネンサプライ業	50	40	30	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	80	65	45	
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	80	60	60	
219	自動車整備業	40	30	30	
220	病院	60	40	30	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては, 第3欄の値は, それぞれ同欄の順序に従い, 30, 30, 30とする。
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項第1号の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。)	40	40	30	(1) 平成18年2月1日以後に設置されるものにあつては, 第3欄の値は, それぞれ同欄の順序に従い, 30, 30, 30とする。 (2) (1)のうち, 建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては, 第3欄の値は, それぞれ同欄の順序に従い, 25, 25, 25とする。
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項第1号の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)	80	50	40	平成18年2月1日以降に設置されるものにあつては, 第3欄の値は, それぞれ同欄の順序に従い, 30, 30, 30とする。
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	50	50	30	
224	ごみ処理業	30	30	30	
225	廃油処理業	20	20	20	
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	25	
227	死亡獣畜取扱業	50	45	45	
228	と畜場	55	45	45	
229	中央卸売市場	25	25	25	
230	地方卸売市場	25	25	25	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総理府・通商産業省令第2号)第1条の2各号に掲げるものをいう。)	40	35	30	

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量 COD [mg/L]			備考	
		(1)	(2)	(3)		
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	(1) 金属鉱業	20	15	15	
		(2) 合成皮革製造業	40	25	25	
		(3) 上水道業	30	15	15	
		(4) 工業用水道業	30	15	15	
		(5) 洗張染物業	100	60	60	
		(6) 自動式車両洗淨施設を設置するもの	30	25	25	
		(7) 生活排水(風呂,手洗い等の雑排水及びし尿浄化槽(整理番号221の項及び同222の項に掲げるものを除く。)からの排水等をいう。)	60	40	30	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては,第3欄の値は,それぞれ同欄の順序に従い,30,30,30とする。
		(8) 前各号に係る業種に該当しないもの	日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の事業場の場合に限る。	30	15	15
	日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の事業場の場合に限る。	100	55	55		